

別添 1

**大分県電子自治体推進協議会ガバメントクラウド接続
ネットワーク共同設置及び利用に係る仕様書**

令和6年6月

大分県電子自治体推進協議会

目次

第1章 業務概要	1
1 概要	1
2 基本方針	1
3 業務範囲	1
4 受託者の責任範囲	2
5 スケジュール	2
第2章 ガバメントクラウド共同利用回線の設置	3
1 ガバメントクラウド共同利用回線の概要	3
2 回線サービス要件	3
3 設置作業	5
第3章 ガバメントクラウド接続ネットワークの設計・構築	6
1 ガバメントクラウド接続ネットワーク設計・構築の概要	6
2 設計・構築業務の要求事項	6
3 作業要件	8
第4章 運用保守	10
1 運用保守の概要	10
2 運用保守要件	10
第5章 その他	13
1 特記事項	13
2 契約後の提出書類	13

第1章 業務概要

1 概要

本事業は、大分県内の自治体がガバメントクラウド（＊）に接続するために共同で利用する閉域のネットワーク回線を設置するとともに、各団体がガバメントクラウドを利用するために必要となるネットワークの論理設計及びその構築に関する業務を実施するものである。

（＊）ガバメントクラウド：デジタル庁が管理する政府共通のクラウドサービスの利用環境詳細は、デジタル庁ホームページ「https://www.digital.go.jp/policies/gov_cloud」を参照のこと

2 基本方針

大分県内自治体が利用するガバメントクラウド接続ネットワークについては、安価に、かつ、各団体の運用業務の効率化を図るため、県で既に整備している情報ハイウェイ「豊の国ハイパーネットワーク（以下「豊の国 HNW」という。）」を活用することで、県内複数の団体が共同利用できるネットワーク環境を構築する。

また、本ネットワークを利用する情報システムが各団体の基幹業務系であることを考慮し、閉域性を確保することで安全に、かつ、業務継続のために冗長化された閉域回線によるネットワークを構築する。

なお、今回構築したネットワークは、構築後5年間の利用を見込んでおり、5年後以降の利用については、別途、検討するものとする。

3 業務範囲

今回選定する事業者の業務範囲は、以下の項目とする。

ア ガバメントクラウド共同利用回線の設置・提供

県内各自治体がガバメントクラウドへ接続するための共同利用ネットワーク回線の設置及びサービスの提供

イ ガバメントクラウド接続ネットワークの設計・構築

アの回線を利用する団体における、庁内ネットワークとガバメントクラウドを適切に接続するための論理ネットワーク構成の設計及び構築（ガバメントクラウド内のネットワークアカウント構築を含む）

ウ ガバメントクラウド接続ネットワークの運用保守業務及び付帯作業一式

イで構築したネットワークの運用保守

※構築当初における利用団体及び利用するガバメントクラウドのクラウドサービスプロバイダー（以下「CSP」という。）は以下のとおり。

※CSPの調達については、本業務に含まない。

◆利用予定団体：17団体

中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、
豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、
姫島村、日出町、九重町、玖珠町、大分県

◆当初 CSP：全団体ともに Amazon Web Service（以下「AWS」という。）

4 受託者の責任範囲

本業務受託者は、豊の国 HNW を経由してガバメントクラウドと各団体の基幹系ネットワークが接続されることを踏まえ、豊の国 HNW 及び各団体の庁内ネットワーク運用保守業者と円滑な連携・調整を行い、各団体庁内ネットワークとの接続や IP アドレス等の各種設計を行うこと。

また、CSP の利用に必要なマネージドサービスの設定やデジタル庁より提供されるテンプレートの適用を行い、アプリケーションサービスプロバイダ（以下「ASP」という。）が構築する CSP 内部のプライベートネットワークと通信ができるように設定及び運用管理を行うこと。

なお、豊の国 HNW や各団体の庁内ネットワークの機器設定変更作業は本業務に含まれないが、これらの機器において設定変更が必要となる場合は、変更の内容を各団体担当及び運用保守業者へ適切に伝えること。

5 スケジュール

ガバメントクラウド接続ネットワーク回線設置及び環境構築完了	令和6年12月31日まで
ガバメントクラウド接続ネットワークサービス提供開始	令和7年1月1日～

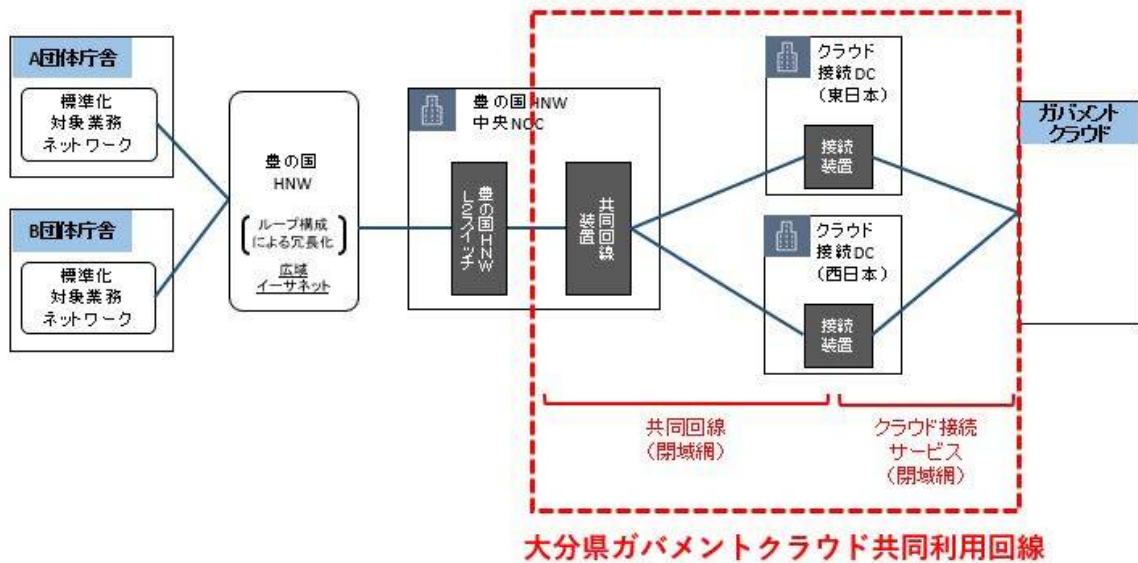
※ただし、自治体によりサービス提供開始時期が異なる可能性がある。

第2章 ガバメントクラウド共同利用回線の設置

1 ガバメントクラウド共同利用回線の概要

(1) 基本構成

大分県内の自治体がガバメントクラウドを利用するために共同で利用する回線の概要図を以下に示す。なお、本回線は自治体の基幹業務で利用されることから、高いセキュリティレベルとリダンダンシーの確保が求められる。



※豊の国 HNW 中央 NOC（ネットワークオペレーションセンター）の所在地については、参加表明書を提出した事業者にのみ協議会事務局（大分県総務部電子自治体推進課）にて口頭で伝える。

2 回線サービス要件

(1) サービス基本要件

設置する回線について、サービス基本要件を以下に示す。

- ▶ 豊の国 HNW との接続は広域イーサ接続（L2 接続）とし、各団体において現行の IP アドレス体系を維持するために、団体ごとに専用ネットワークをガバメントクラウドまで接続できる回線サービスを用意すること。

※豊の国 HNW 側接続スイッチ：AX8308S

- ▶ 同時に双方向通信ができること。

- ▶ 通信経路は海外を経由せず日本国内に閉じたネットワークサービスであり、かつ、インターネット回線を経由しない物理的論理的な閉域性を確保したネットワークサービスとすること。
- ▶ 本接続サービスは、2 系統（東日本エリア向け・西日本エリア向け）の回線を用意し、障害時にメイン回線からサブ回線に自動で素早く切り替わるような冗長構成とすること。
- ▶ 回線サービスにおいて設置する機器についても、冗長化構成とすること。また、運用開始後、利用団体ごとにメンテナンスが発生する場合において、全団体に影響が少ないような構成とすること。
- ▶ 本サービスの利用開始については、利用団体の希望に合わせて設定できるようにし、利用料についても各接続団体の利用開始時期に合わせて支払いが発生すること。
- ▶ 帯域確保型の回線とし、安定した通信帯域を確保すること。
- ▶ 各団体における当初の必要通信帯域は各々100Mbpsを基本とすること。
- ▶ 共同回線部分の帯域は、メイン回線、サブ回線ともに、各団体の最大帯域を確保できる設計とすること。また、将来の拡張に備え、帯域増強が可能な回線を用意すること。
- ▶ ルーティングプロトコルは、BGP が利用可能とすること。
- ▶ 回線について、SLA として、料金月単位のネットワークの稼働率が 99.99%以上であることを定めていること。
- ▶ 運用時間は原則 24 時間 365 日とし、夜間・休日等に障害が発生した場合の問い合わせ窓口が 24 時間 365 日体制で用意されていること。
- ▶ 受託者において、回線終端装置用のハウジング環境を準備し、アクセス回線を終端すること。

（２）クラウド接続サービス要求仕様

ガバメントクラウド接続に関し、特に要求する項目を以下に示す。

- ▶ ガバメントクラウドへの接続障害が発生した際に自動で切り替わる冗長化論理設計については、BGP を用いて切り替えを可能とすること。
- ▶ 異なる CSP 間のルーティングが可能なこと。なお、ルーティングを行うポイントは、クラウド接続拠点に限らず、豊の国 HNW 中央 NOC でも可とする。
- ▶ 各団体における当初の必要通信帯域は各々100Mbpsを基本とするが、利用期間中に各団体に必要帯域の増速が必要となった場合は、柔軟に契約帯域を増速できるようにしておくこと。
- ▶ 構築当初の接続 CSP は AWS を基本とするが、その他のガバメントクラウド CSP である Oracle Cloud Infrastructure（以下「OCI」という。）、Microsoft Azure(以下「Azure」という。）、Google Cloud(以下「GC」という。)にも接続可能であること。
- ▶ AWS との接続は「Direct Connect」の「AWS Transit VIF」によりインターフェースと接続できること。
- ▶ OCI との接続は「Fast Connect」により、「Dynamic Routing Gateway」へ接続できること。
- ▶ Azure との接続は「Express Route」により、「Virtual WAN」へ接続できること。

- ▶GCとの接続は「Cloud Interconnect」により、「Cloud Router」へ接続できること。
- ▶将来的に、さくらインターネットがガバメントクラウドの技術要件を全て満たした際には、閉域接続ができること。
- ▶各コネクションの通信帯域は最大 10Gbps とする。
- ▶マネージドルータ（仮想ルータを含む）を設置する場合は、ルータに対して監視する機能を有すること。

3 設置作業

(1) 設計

設置に際し、以下の設計を実施し、関係団体の承認を得ること。

業務内容	説明
物理設計	データセンターのラック確保や配線設計
回線設計	豊の国 HNW からガバメントクラウドに接続するためのアクセス回線及びデータセンターの手配・設計

(2) 作業場所

各団体の庁舎内や豊の国 HNW 中央 NOC 等での設置作業においては、各作業場の管理団体と協議の上、必要性が認められる範囲において、作業場所及び作業可能日時等の指定に従い作業を行うこと。

なお、作業場所の確保及び情報セキュリティ確保のための構築等に係る経費及び調整作業は、全て受託者の負担で実施すること。

(3) 作業端末

作業用端末は受託者において用意すること。ただし、当端末を各団体のネットワークに接続する場合は、あらかじめ各団体の許可を得なければならず、各団体のセキュリティポリシー等に基づき対策や接続条件を指示することもある。

(4) 作業に当たっての留意事項

ガバメントクラウド接続拠点において必要となる開通申請や関連する設計及び作業についても、すべて当事業において実施すること。

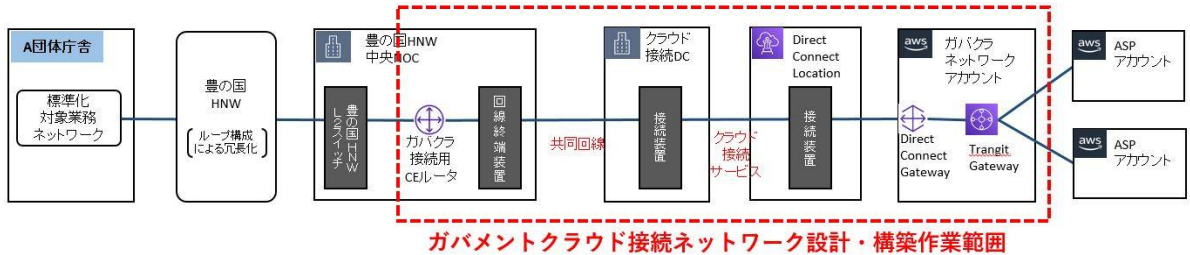
その他、利用団体が行うべき作業や手順が発生する場合は、その作業等を明確化し方法や手順を具体的に示すこと。

第3章 ガバメントクラウド接続ネットワークの設計・構築

1 ガバメントクラウド接続ネットワーク設計・構築の概要

(1) ネットワーク構成概要及び業務範囲

ガバメントクラウド接続ネットワーク構成及び設計構築作業範囲を以下の図に示す。



各団体が接続する当初 CSP は AWS とし、利用団体ごとに AWS 内の DXGW、TransitGateway の設計・構築を行うこと。その他の CSP については、構築後、追加で利用する可能性があることを踏まえ設計を行うこと。

また、基本論理構成として、各団体で利用している現行のローカル IP アドレス体系を維持するため、豊の国 HNW を経由して渡される団体ごとのネットワークをガバメントクラウドまで接続すること。

2 設計・構築業務の要求事項

(1) 設計業務内容

ガバメント接続ネットワーク構築に必要な設計業務を以下に示す。

業務内容	説明
IP アドレス設計 (CIDR 設定)	庁内ネットワーク保守運用業者から払い出されたアドレスにより BGP 接続区間のアドレス設計を実施
クラウド接続設計	VLAN、論理回線、クラウド内ルータなど接続に必要な機能の設計
マネージドルータ設計	設置するルータの設計（インターフェース、冗長、ルーティング設計等）
経路設計	BGP 等による経路交換設計（冗長経路の切り替わり設計含む）
アカウント設計	ユーザ管理設計 (ネットワーク運用アカウントの払い出しはデジタル庁にて実施)
VPC 間通信設定	CSP 上の ASP 及び ASP 間の通信制御設計
セキュリティ設計	ネットワーク運用アカウント上の CSP マネージドサービスによるセキュリティ管理設計
監視システム設計	ネットワーク運用アカウント上の CSP マネージドサービスによるアラート/ログ/コスト管理設計
コスト管理設定	CSP の機能を用いて CSP のコスト管理設計。
障害通知設計	CSP の機能を用いたアラートログ管理設計

(2) 構築工程

各団体のガバメントクラウド接続ネットワーク構築工程及びそれぞれの要求事項を以下のとおり示す。

ア プロジェクト計画

プロジェクト計画書を作成し、各団体の承諾を得ること。また、各作業等の役割分担を明確化するとともに、スケジュールを作成しタスクの詳細化を行うこと。

イ 要件定義

デジタル庁から提示されている推奨構成並びに概要書に準拠しつつ、各標準化対象業務が別途契約する ASP が共同利用方式/単独利用方式どちらの方式においても接続可能なネットワーク機能要件を各団体と協議の上、決定すること。

ウ 基本設計

要件定義を受け、基本設計書を作成すること。打合せの参加者がイメージしやすいように画面のハードコピー等を用いて、相互の認識の共有化を促進しながら検討を行うこと。

エ 詳細設計

基本設計を受け、パラメータの設定等を行うための詳細設計書を作成すること。

オ 構築

ネットワーク機器、クラウド接続サービス、マネージドルータ、CSP マネージドサービス機能等の設定を行うこと。

カ テスト

構築したネットワークが、詳細設計書に沿った動作となっているかの確認を行うこと。実際の運用を想定したテストシナリオを作成し、機能横断的なテストを行う。なお、テストの実施に当たっては、事前にテスト計画書を作成し該当団体の承認を得ること。また、テスト終了時には、テスト結果報告書を作成し、該当団体に提出すること。

キ 運用管理マニュアル作成・研修

利用団体ネットワーク担当者等に対する運用管理マニュアルを作成するとともに、各担当者に対し運用管理手順の説明や訓練等の研修を実施すること。

ク 本稼働

ネットワークの本稼働は、各団体それぞれが希望する日付で調整を行うこと。

(3) 設計・構築要件

設計・構築に当たり、満たすべき要件を以下のとおり示す。

- ▶各団体の庁内ネットワークと AWS とを接続するための設計及び作業をすべて実施すること。
- ▶CSP マネージドサービスの選定に当たっては、アカウントやユーザの構成と役割のガバナンスやコスト管理、セキュリティ対策など、ガバメントクラウドネットワークの効率的で安全な利用に必要なとなるサービスを適切に選択し、設計を行うこと。
- ▶団体ごとに構築する AWS 内のネットワークアカウントにおいては、以下の作業を行うこと。
 - ア Direct Connect Gateway（以下「DXGW」という。）を作成すること。

- イ DXGW に Direct Connect の基幹系ネットワークに対応する Transit VIF を関連付けること
- ウ Transit Gateway（以下「TGW」という。）を作成すること。
- エ DXGW と TGW を関連付けること。
- オ 各 ASP が作成する VPC に TGW のアタッチメントを承認すること。また、各 ASP が TGW とアタッチメントする作業の支援を行うこと。
- カ DXGW に TGW ルートテーブルを作成すること。
- ▶ 豊の国 HNW 及び各団体庁舎と接続するためのアドレス設計や経路制御設計については、既存ネットワーク業者やガバメントクラウド ASP 事業者と連携して対応すること。
- ▶ 設計の段階で豊の国 HNW や各団体の既存のネットワーク機器に設定変更が必要である旨が判明した場合は、各団体担当及び既存庁内ネットワーク運用保守業者と協議し、その変更が他に問題をもたらすことがないか等を確認しておくこと。
- ▶ 構築作業において、豊の国 HNW や各団体の既存のネットワーク機器に設定変更を求める際は、既存ネットワークに悪影響を及ぼすことのないよう作業手順・方法を十分に検討し、各団体担当及び運用保守業者と密接に連携すること。
- ▶ 豊の国 HNW 機器との物理接続作業は県にて行うため、接続するポートの設定内容等を県へ具体的に知らせること。
- ▶ 受託者の責任のもと、ガバメントクラウド接続サービス、CSP のマネージドサービスを各団体に運用可能な状態へ設定（運用引継を含む）した後、各団体の指定する日時にサービス接続を行うこと。

3 作業要件

(1) 構築体制

構築体制の要件を以下に示す。

- ▶ 構築を確実に履行できる体制を確立すること。
- ▶ 開始時にはプロジェクト体制図を提出し、各団体の承諾を得ること。
- ▶ 原則として構築体制の変更は行わないものとする。ただし、やむを得ない場合は、事前に協議会と協議の上、承諾を得ること。
- ▶ 構築に従事する要員は、必要な知識・技術に精通し、実務経験を有していること。主要担当者は、資格・経歴・実績・経験年数・氏名を明らかにし、業務着手前に各団体に提出すること。

(2) 進捗・課題管理

受託者は、下記の項目に従い、業務の進捗・課題管理を行うこと。

- ▶構築中は必要に応じて随時打合せを行うとともに、適宜、各団体において定例会議を実施し、進捗状況及び課題の共有を行うこと。
- ▶会議の議事録は受託者が作成し、議事内容について参加者に確認を行うこと。なお、議事録には、会議での決定事項及び検討事項等を明記すること。
- ▶議事録は、会議終了後 3 開庁日以内に協議会に提出すること。
- ▶構築を進めていく中で発生した検討課題は、課題管理表に一覧でまとめ、検討期限、検討主体、検討状況、検討経過、検討結果等を管理すること。
- ▶課題管理表は、毎回の会議の中で確認を行うこと。

(3) 作業場所

本業務に係る作業は、各団体が情報セキュリティや個人情報保護の観点を踏まえて書面で許可した場所で行うこととし、物理的、人的及び技術的に十分な情報セキュリティが確保されていることを各団体が確認できること。

CSP のコンソールの操作は受託者の事務所からインターネット接続をして作業を行うことも可能とするが、受託者の事務所については、入退室管理としてカードキーや生体認証等の本人確認が行える仕組みを備えておくこと。

各団体の庁舎内や豊の国 HNW の中央 NOC 等での作業及びネットワークや稼働環境の利用を希望する場合は、各団体と協議のうえ必要性が認められる範囲において、作業場所及び作業可能日時等の指定に従い作業を行うこと。なお、作業場所の確保及び情報セキュリティ確保のための構築等は、全て受託者の負担で実施すること。

(4) 作業端末

作業用端末は受託者において用意すること。ただし、当端末を各団体のネットワークに接続する場合は、あらかじめ各団体の許可を得なければならず、各団体のセキュリティポリシー等に基づき対策や接続条件を指示することもある。

また、管理者権限の必要なシステムへの接続については、受託者にてハードウェアトークンを準備し対応すること。ユーザ権限の必要なシステムへの接続については、受託者にてトークンを準備し対応すること。

第4章 運用保守

1 運用保守の概要

(1) 運用保守の範囲

運用保守の対象範囲は、第3章1(1)の図で示した設計・構築作業範囲と同様とする。

(2) 運用時間

運用時間は、原則として24時間365日とする。

(3) 運用保守項目

主な運用保守業務を以下のとおり示す。

業務内容	説明
Q&A 対応	利用団体からの問い合わせ対応、対応履歴管理
障害管理	障害対応、切り分け、関係ベンダへのエスカレーション、対応履歴管理
セキュリティ管理	アラート収集、報告、対応
トラフィック管理	ガバメントクラウド接続回線のトラフィック情報収集、レポート作成
月次報告	月次の作業報告、クラウド課金レポート報告
設定変更	ネットワーク設定変更対応
その他運用管理	デジタル庁提供のテンプレート管理、ネットワークアカウント管理等

2 運用保守要件

(1) 運用保守体制

ガバメントクラウド接続ネットワークにおける運用保守体制に係る要件を以下に示す。

- ▶ 24時間/365日の障害を受け付ける体制を整えること。
- ▶ 緊急時の連絡先を用意すること。
- ▶ 保守を確実に履行できる体制を確立すること。
- ▶ 開始時にはプロジェクト体制図を提出し、各団体の承諾を得ること。
- ▶ 原則として体制の変更は行わないものとする。ただし、やむを得ない場合は、事前に各団体と協議の上、承諾を得ること。
- ▶ 保守に従事する要員は、必要な知識・技術に精通し、実務経験を有していること。
- ▶ 保守拠点は国内にあること。また、保守拠点からリモートにてCSPサービスの運用保守が可能なこと。リモート接続については、事前に決められたアカウントにて、アクセス制限を適切に実施したうえで、ログインできるようにすること。

(2) 問い合わせ対応

ガバメントクラウド接続ネットワークにおける問い合わせ対応に係る要件を以下に示す。

- ▶ 問い合わせの受付は 24 時間 365 日とし、対応時間は平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。
- ▶ 利用団体のネットワーク管理者及び豊の国 HNW 事業者、ASP 業者からのガバメントクラウド接続ネットワークの運用に関する問い合わせに対応すること。また、問い合わせやインシデントについては対応状況や対応内容を管理すること。

(3) 運用保守・障害対応

ガバメントクラウド接続ネットワークにおける運用保守・障害対応に係る要件を以下に示す。

- ▶ 保守範囲内で対応可能な作業について条件を明確にすること。
- ▶ CSP 内において新たに ASP と接続する必要性が生じた場合は、ASP と調整のうえ、プライベートネットワークでの接続作業を行うこと。
- ▶ CSP 内部の経路変更や経路追加について、利用団体 1 団体あたり年間 1 回相当を原則として対応すること。ただし、標準準拠システム本番適用前の移行テスト期間中においては必要に応じて適宜対応すること。
- ▶ デジタル庁から提供されるテンプレートなどが変更となった場合は、利用団体と協議の上、必要に応じて適用すること。
- ▶ 変更作業を実施する際は、実施前に影響が想定される利用団体のネットワーク管理者の承諾を得ること。
- ▶ 設定変更等により当初納品した納品物に変更が生じる場合は、内容を反映すること。
- ▶ ガバメントクラウドネットワークアカウント内のユーザ管理を行うこと。
- ▶ 機能提供に影響を及ぼす可能性がある作業は、原則として各団体の開庁時間外に実施すること。
- ▶ ガバメントクラウド接続ネットワーク、CSP サービス等の障害において、ガバメントクラウド接続ネットワークに起因する内容の場合は、ログ調査等の切り分けを行い、障害の回復に努めること。
- ▶ 業務時間内の障害については、速やかに応急対応を行い復旧すること。対応後は、速やかに関係団体に報告を行うこと。
- ▶ 利用団体の開庁時間外及び閉庁日に障害を検知した場合は、関係団体の緊急連絡先へ速やかに連絡を行い、対応について協議すること。
- ▶ 障害が発生した場合は、速やかにその内容を調査・分析した上で恒久対応策を立案し、利用団体の承認を得ること。承認後は、ただちに保守対応を行うこと。
- ▶ 障害により予備系に切り替わったことで業務に支障がなかった場合においても、原則として、翌日までに冗長構成への復旧を行うこと。

- ▶ ネットワークのメンテナンス時に通信経路の切り替わりが発生する場合は、事前に経路切替を実施する等、通信断の時間を短くしアプリケーションへの影響を最小限にとどめるような工夫をすること。
- ▶ 設置機器のセキュリティに関する緊急性、重要性の高い更新情報は、早急に適用すること。
- ▶ CSP サービスの不具合等が発覚した場合において、利用団体と協議のうえ、ネットワーク設定の変更が有効な対処手段と判断される場合は、その対応を実施すること。
- ▶ CSP サービスのセキュリティに関するアラートについては、利用団体と協議のうえに対応すること。
- ▶ CSP サービスは自動バージョンアップされるが、それにより機能提供に影響が発生した場合は、利用団体のネットワーク管理者と協議したうえで、運用設計変更などの対応を行うこと。
- ▶ デジタル庁が提供する CSP サポート窓口を活用して対応すること。

(4) その他

月次にて運用レポート（Q&A 対応、障害対応、トラフィック状況、課金状況等）を利用団体へ提出すること。また、運用上で必要とされる改善提案については、適宜実施すること。

なお、ログ等の運用保守業務上収集した情報について、利用団体から開示の請求があった場合は速やかに開示すること。

その他、仕様書の定めのない事項については利用団体と協議すること。

第5章 その他

1 特記事項

(1) 業務の再委託について

受託者は、業務全部を第三者に再委託してはならない。ただし、一部の業務について再委託する必要がある場合は、あらかじめ書面により各団体の承諾を受けること。再委託に当たっては、受託業者の責任の下、本仕様書の内容を再委託者に遵守させることとし、再委託の業務内容、再委託先名称、作業従事者等を各団体に通知すること。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報及びネットワーク構成等本業務にて知り得た非公開情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

2 契約後の提出書類

受託者は各団体と契約を締結後、(1) から (4) の書類電子データをそれぞれ指定する時期に従い提出すること。

提出方法は、(1) から (3) については、必要な電子データを保存した DVD-ROM を 2 枚提出することとし、(4) については、電子メールで提出すること。

なお、提出する電子データの形式は PDF を基本とするが、設計書及びマニュアル等、運用開始後に変更が生じる可能性のある資料においては、MicrosoftOffice 製品で編集可能な形式で提出すること。

(1) 契約後遅滞なく提出を必要とする書類

提出書類	記載内容等
プロジェクト計画書	プロジェクトの目的、機器構成概要、体制、実施スケジュール、スコープ定義、作業環境、検収条件、プロジェクト管理方法（コミュニケーション管理、進捗管理、品質管理、課題管理、変更管理、リスク管理、構成管理、文書管理、セキュリティ管理等）を記載した文書

(2) 構築期間中に随時提出を必要とする書類

提出書類	記載内容等
作業進捗報告	作業管理に必要な事項を記載した文書
議事録	打合せ内容を記載した文書

(3) 完成時に提出を必要とする書類等

ここで示す提出書類は、各工程完了時に個別提出し、完成時に一式を再提出すること。

提出書類	記載内容等
要件定義書	デジタル庁の仕様をもとに、ネットワークの要件に関する内容を記載した文書
基本設計書	要件定義書をもとに、機器の構成、機能等に関する基本設計を記載した文書
詳細設計書	基本設計書をもとに、機器の設定内容等に関する詳細設計を記載した文書
テスト仕様書	設定した機器の動作検証に必要なテストの項目を記載した文書
テスト結果報告書	設定した機器の動作検証に必要なテストの結果及びエビデンスを記載した文書
運用管理者マニュアル	機器の運用を円滑に行うための手順等を記載した文書
その他	セットアップ用各種 CD/DVD、ライセンス証書、製品マニュアル等

(4) 運用期間中に月次で提出を必要とする書類等

ここで示す書類は運用期間中に月次及び年次で契約団体に提出するものとなる。

提出書類	記載内容等
Q&A 対応記録	問い合わせ対応記録を月次で報告を行うこと。
障害対応記録	障害対応を行った際に月次で報告を行うこと。
コストレポート	ネットワークアカウントに関するコストについてレポート、BI ツール等で月次で確認できるようにすること。
次年度のコスト予測	次年度の予算要求時（毎年 8 月）にネットワークアカウント分のコスト予測を報告すること。
当年度のコスト予測	当年度の 4 月にネットワークアカウント分のコスト予測を報告すること。
トラフィック状況	通信量等性能状態の分析、リソース拡張提案を次年度の予算要求時（毎年 8 月）に報告すること。